

資料 3-1

※関係箇所抜粋

平成29年度
三重県経営方針
(案)

平成28年10月
三 重 県

目 次

I	重点取組の考え方.....	1
II	横断的な取組の推進.....	4
III	政策展開の基本方向（三つの柱）に沿った取組.....	6
IV	行政運営.....	8
V	職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～	10

三重県経営方針について

- 「三重県経営方針」は、三重県政を推進するにあたっての基本となる毎年度の方針であり、「みえ県民カビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となるPlan（計画）に位置するものです。
- 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」においては、人口減少への対応に重点的に取り組むこととし、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で位置付けた取組の中から、毎年度特に重点化する内容を選定して取り組むほか、人口減少以外の課題についても、社会経済情勢の変化や各種取組の進捗等の状況を的確にとらえ、機会を逃がさずに重点化を図ることとしています。
- 第二次行動計画の中では具体的な取組を特定せず、毎年度の「三重県経営方針」において、当該年度の「重点取組」を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようにし、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃がさず最大限の成果を得ることをめざすものとしています。

I 重点取組の考え方

※最終案では、今後の議論を踏まえ、具体的な取組内容について記載。

平成 29 年度は、「ポストサミットを地方創生につなげる」観点から特に効果のある取組や、社会経済情勢の変化に的確に対応していくための取組について、資源配分の重点化を図ります。

1 ポストサミットを地方創生へつなげる

伊勢志摩サミットが開催されて、世界からの注目が伊勢志摩、三重県に集まり、また、自信と誇りをもって自ら行動を起こそうとする県民の皆さんの気運が高まっているこの時期が、ポストサミットにとって極めて重要な時期となります。

このため、平成 29 年度は、限られた予算を最大限に活用する観点から、ポストサミットに位置づけられ、地方創生の実現につながる戦略性、有効性の高い取組を集中的に進めます。

(1) サミットの成果を継承し発展させる

伊勢志摩サミットについては、平成 27 年 6 月 5 日の開催決定以降、約 1 年間にわたり「オール三重」で一丸となって取り組んだ結果、安全・安心に開催することができ、さまざまな成果につながりました。

官民で協力してテロ等を未然に防止するため取り組んだ「テロ対策パートナーシップ」は、日本型テロ対策として、今後の取組につながる大きな成果と言えます。

また、サミットでは、G 7 伊勢志摩首脳宣言をはじめ、様々な分野で成果文書が取りまとめられ、世界経済やインフラ、保健、女性などに関する国際的な課題の解決に向けて G 7 が結束して行動していくことが合意されました。これらの合意に基づく国際的な取組の推進が、地域社会の抱える課題の解決に向けた大きな推進力となることが期待されます。

さらに、サミットやジュニア・サミットを経て、県内の若者や子どもたちの世界への関心が高まりつつあり、海外とのネットワークも構築され、地球規模の視野で物事を考え地域の視点に立って行動するグローバルな若い人材育成の契機になりました。

こうしたサミットの成果が、今後の三重県のさらなる飛躍につながるよう、それら成果を継承し、地域課題の解決につながる取組を展開していきます。

(2) 知名度の向上を最大限に生かす

サミットの開催前から全力で、三重の魅力国内外のメディアに発信した結果、三重県の知名度が飛躍的に向上し、当初の予想を超える成果が得られています。

首脳宣言をはじめとする成果文書の中に、「伊勢志摩」という名前が冠されたことで、伊勢志摩や三重県が全世界に発信されました。

サミットでは、各国首脳等や配偶者の方々を三重の食材でもてなし、食の魅力を最大限にアピールしたほか、伝統工芸品などの三重県産品の素晴らしさを発信しました。「三重情報館」では、三重県の自然や文化等をインパクトのある映像で紹介し、県内企業の高い技術力が生んだ製品も展示しました。こうした取組に加え、海外の報道関係者の方々を対象としたプレスツアーなどにより、三重の魅力を発信しました。

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、三重県の平成 28 年上半期の延べ宿泊者数は、前年同期比 12.4%増で伸び率が全国 1 位、外国人延べ宿泊者数も、前年同期比 45.2%増で伸び率は全国 4 位となりました。特に、サミット終了後の 6 月の延べ宿泊者数の伸び率は、全国や三重県を除く東海 3 県が前年同月比でマイナスとなる中、三重県はプラス 9.3%で全国 3 位となり、G 7 各国からの宿泊者も大幅に増えています。各国首脳が訪問された伊勢神宮の参拝客数は、サミット後の 6 月から 8 月で 22%増となりました。

サミット開催のチャンスを逃さず、その効果が県内各地に広く行き渡るよう、サミットのレガシー（資産）である知名度の向上を最大限に生かして、国内外の人と事業を呼びこむ取組を展開していきます。

2 社会経済情勢の変化への的確な対応

社会経済情勢の変化に伴い、第二次行動計画の策定以降、新たに対応が必要になった課題のうち、特に重要かつ喫緊の課題であると考えられる次の 2 つのテーマを中心に、優先的に取り組みます。

(1) 熊本地震を踏まえた防災・減災対策

南海トラフ地震の発生が、今後 30 年以内に 70%程度の確率で発生すると懸念される中、平成 28 年 4 月 14 日以降、熊本県および大分県を中心に発生した一連の地震は、震度 7 を同一地域で 2 回観測し、震央から離れた地域で規模の大きな地震を誘発するなど過去に例をみない地震活動となり、熊本県を中心に甚大な被害が発生しました。

三重県においても、県内の活断層による直下型地震がいつ起きるか見通せない状況であり、これらの内陸直下型地震や近い将来に発生が懸念

される南海トラフ地震から、県民の生命・財産を守る、防災・減災対策を着実に推進する必要があります。

このため、熊本地震の教訓を踏まえ、大規模自然災害への備えとして、ハードとソフト両面からの効果的な防災・減災対策を展開していきます。

(2) 共生の地域社会づくりに向けて

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障がい者を理由とする差別の解消をめざす取組が推進されています。このような障がい者を取り巻く環境の整備が始まった矢先、神奈川県相模原市の障害者支援施設において 46 名の方が殺傷される事件が発生しました。この事件では、障がい者への偏見や施設における防犯体制のあり方など、様々な課題が明らかになっています。

このほか、5 月には児童福祉法が改正され、里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援と養子縁組に関する相談・支援の取組が、都道府県の業務として法的に位置づけられたところであり、すべての子どもたちが、愛情豊かな理解ある家庭環境の下で安心して成長できる社会づくりが求められています。

このような、県民に強い不安を与える事件・事象への対応や、子どもたちが安心していきいきと暮らしていくための対策など、共生の地域社会づくりに向けた取組を進めます。